

印鑑登録申請の手続

印鑑登録の申請は、不正防止のため本人が行うことを原則としています。

しかし、病気その他やむを得ない理由で本人が手続きに来られないときは、代理人による申請もできます。

I 本人が登録申請をする場合

- 1 登録申請をする方は、印鑑登録申請書に登録する印鑑を添えて申請してください。
- 2 申請を受付後、本人確認のため文書で照会します。その回答書(必要事項を記入)、登録印、本人確認できる書類を指定期日までに本人が持参し、印鑑登録証の交付を受けてください。指定期日を過ぎますと申請は無効となります。

※ 下記の方法による申請のときは、文書による照会を省略し、申請と同時に登録証の交付が受けられます。

- (1) 官公署の発行した本人の写真を貼付してある免許証、パスポート、住記カード等または外国人登録の提示があったとき。
- (2) すでに蕨市において印鑑登録をしている者が、登録申請者が登録を受けようとする本人であることを保証し、その旨を記載し、登録を受けている印鑑及び登録証番号を記入した書面「保証書」を提出したとき。

※ 「保証書」は、印鑑登録申請書の下部欄にあります。

II 代理人が登録申請をする場合

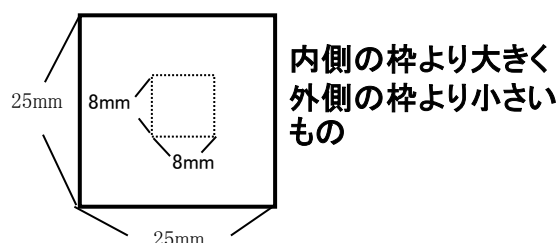
代理人による申請のときは、本人自筆の代理人選任届が必要となり、確認はすべて文書による照会となりますので、印鑑登録証の交付は回答書を持参した後になります。

※ 代理人の認印、代理人の本人確認できる書類、登録する印鑑、代理人選任届が必要です。

III 登録を受けられない印鑑

- 1 住民票または外国人登録原票に記載又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏と名の一部を組み合わせたもので表されていないもの。
- 2 職業、資格その他氏名以外のものを表しているもの。
- 3 ゴム印、その他印形が変化しやすいもの。
- 4 印影が不鮮明若しくは文字の判読が困難なもの。
- 5 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの。
- 6 外わくの無いもの。
- 7 模様のあるもの。
- 8 き損又は外わくが切断されているもの。
- 9 文字又は外わくが切断されているもの
- 10 指輪その他印鑑以外の用途を兼ねているもの。

○登録印鑑の大きさ



[代理人選任届の書き方]

代理人選任届は、下記の「みほん」を参考にして便せん等に本人が書いてください。

代理人選任届

令和 年 月 日

代理人 住所 ○○市○○○丁目○○番○○号
氏名 ○○○ ○○○ 印
年月日生

上記の者を私の代理人とし下記の権限を委任したので、お届けします。

記

住所 蕨市○○○丁目○○番○○号
本人 氏名 ○○○ ○○○ 印
年月日生

蕨市長 あて

- (委任事項の例)
- 1 印鑑の登録申請をすること
 - 2 印鑑登録照会の回答書を提出し印鑑登録証を受け取ること
 - 3 印鑑登録の廃止届をすること
 - 4 印鑑登録の亡失届をすること
 - 5 印鑑の亡失届をすること
- ※同一の代理人の場合は 1・2を

◎委任する事項を記入してください。

**必ず本人が自署してください。
(ワープロ・ゴム印等は不可)**

◎本人の登録する印鑑を押してください。

これは見本です。
この用紙には、記入しないでください。